

「神川町くらし応援商品券」を町民の皆様に配布します

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町民の皆様への支援と、地域経済の活性化を図るため「神川町くらし応援商品券」を配布します。(国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業)

【対象】

- ① 令和8年2月1日時点で、町に住民登録のある方
 - ② ①の方が属する世帯において、令和8年2月2日から3月31日までに出生により町に住民登録された方
- ※ 単身世帯であった方が死亡または町外へ転出した場合は対象外となります。

【内容】1人当たり10,000円(1,000円券×10枚)

【配布日】

令和8年3月下旬頃より順次送付予定(時期は前後する場合があります。)

【使用期限】 令和8年9月30日まで

【使用できる店舗】

町内の登録店舗(取扱店一覧を商品券に同封予定です。)

※最新の情報は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ

くらしの110番 個人情報聞き出す不審な電話にご用心

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

実在企業や公的機関を名乗り、個人情報を聞き出す不審な電話に関する相談が依然寄せられています。何かしらのトラブルや未納料金の督促、犯罪などをほのめかされ、慌てたところで個人情報を聞き出されてしまいます。また、先頭に「+」がついている電話番号は国際電話です。固定電話では国際電話のみの利用休止が可能であり、携帯電話でも端末の設定や各社が提供する迷惑電話防止サービスによって不要な発着信を制限できます。

事例

「+」から始まる電話番号から着信があり「2時間後に電話が止まる。詳しくは1を押すように。」とガイダンスが流れた。1を押したらオペレーターが出て、聞かれるまま個人情報を伝えてしまった。

消費者へのアドバイス

- ① 知らない番号からの電話には出ない、折り返さないようにしましょう。
- ② うっかり出てしまった場合、不審なら早めに話を打ち切りましょう。また自動音声ガイダンスが流れた場合は通話の途中でも電話を切りましょう。個人情報は絶対に伝えないようにしましょう。
- ③ 国際電話を使わない場合は利用休止を検討しましょう。



▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

「+」から始まる番号には注意

消費者ホットライン ☎188 (いやや) 埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999

町営中居住宅入居者募集

問合せ 地域振興課 庶務担当 ☎0274-52-3271 FAX0274-52-2848

【募集戸数】1階2戸 2階6戸 【所在地】下阿久原1055番地1

【住宅使用料】

月額45,000円(ほかに共益費あり)

※高等学校等修了前までの子どもを扶養している場合は、最大2万円の減免措置があります。

【敷金】

月額使用料の3か月分

【入居資格】

- ① 現に同居または同居しようとする親族がいること。
 - ② 入居しようとする世帯全員の合計所得月額が15万8千円以上48万7千円以下であること。
 - ③ 町税などを完納し得る能力を有し、現に滞納がないこと。
 - ④ 暴力団員でないこと。
- ※単身者の方でも条件により入居可能です。詳細はお問合せください。

【募集・入居期間】 随時

室内見学も随時受け付けています。(平日午前9時～午後4時)

【申込方法】

入居申込書に記入し必要書類を添付のうえ、神泉総合支所窓口へ提出してください。

申込書類は、町ホームページからダウンロードまたは神泉総合支所で配布しています。



間取り図(一例)



外観



リビングと和室



洋室



町ホームページ